

享保十九年の筆記に、今會所・作事所等は、古への一向宗の寺々の残りたるを用ふとあり。是は我が國初いにしへの一向宗の殘寺ともあるを、其儘修補して或は作事所ともなし、又津田玄蕃の家ともなし來れるなるべし。といへり。作事所は舊藩中の作事奉行の役所也。藩國官職通考に云ふ。寛永八年鶴見小右衛門を作事奉行に被命、是其起本なるべし。平次按ずるに、作事向は諸職人の第一なれば、奉行人も國初以來置かれたるなるべし。三壺記に、元和六年十二月金澤城炎上の時、御作事奉行辻助左衛門・松江次郎兵衛率りて、雪の中に作事取合せ、正月下旬にはや立家になる。と見たり。又大工は、利家卿越前府中より被召連たるもありき。能登大工・越中中工とて、天正十二年百餘名、利家卿の判紙を以て、今町・中町・修理谷坂近邊にて居屋敷を賜はり、金澤城内作事方及び自・他國陣屋御用に被召連たるよし、貞享二年金澤組大工肝煎六助が由緒書に載せたり。

○下臺所・劇場

此の地は、新丸の北隅にて、下臺所と劇場との二役所を一

圓の内に設けたり。三州志來因概覽附録に云ふ。下臺所・劇場・會所は、皆古へ本源寺の時の支院を、國初より其の儘にて用ひられ、火災もなく、今に至るまで數百年前の遺材といへり。今猶劇場に後堂と呼べる所あるよし。是等古寺の遺號なるべし。劇場の名目は、國祖越前府中に居給ふ時、銃卒五十員を新たに給するに、劇場といふ事既に見ゆ。是今の足輕の起源と云ふとぞ。とあり。又藩國官職通考に云ふ。劇場の名目は、高德公越前府中被成御座節、鐵炮の者五人被召抱時、既に劇場の名目起れり。按ずるに古は足輕とは不唱、御弓者と云ふ足輕頭有りて、二十人或は三十人宛預けられたり。爰を以て見れば、組附なき輩をば劇場附といふか。といへり。平次按ずるに、下臺所は、一丸の上臺所に對して呼べるなるべし。故に舊藩中は毎歲正月十一日吉初の祝として、加能越三州諸郡の里正十村役の者共、下臺所に於て酒飯を賜ふやうの事などありて、上臺所に類せり。又劇場は劇場奉行の役所にて、輕卒の惣裁をなし、或は劇場附小者の配裁方等、都て足輕・小者の勤め方を割符せしむる役場なるにより、劇場の名目起りたるならん

か。抑、輕卒鐵炮之者は、利家卿享保十六年の足輕由緒帳を考ふるに、高德公於越前府中御鐵炮之者五拾人、外に小頭五人、都合五拾五人被召抱、小塚藤右衛門に御預け、右五十五人へ知行高二千三百六拾石、越前國本保村に而被下之、小頭は七拾石宛、裁許之者五拾人は二千拾石、一人に四拾石二斗宛配分之。能州に御入國之後、羽咋郡山刀打村にて被下之、金澤御入城之後、石川郡木津明嶋村にて被下之。小塚藤右衛門江州柳瀬にて討死之後、小塚權太夫に御預け。權太夫死去之後、小塚淡路に御預け。此時三社五十人町に組地被下。元和四年一統之知行米被召上、小頭は御切米三拾五俵、外に小者米十三俵、平足輕は二拾九俵宛被下之處、寛永十二年小者米拾三俵被召上、小頭三拾五俵被下之。と記載す。菅家見聞集に云ふ。延寶三年自今以後被召置足輕之給米、小頭は三拾俵宛、平足輕は二拾俵充可被下旨被仰渡。微妙公御代は小頭・平之無差別、廿九俵宛被下、小頭には小者一人被下之。平常は公儀御普請方勤めさせ、小頭他國行之時は供に召連候處、佃源太左衛門僉議に而、小者を除き、小頭は加州米廿九俵、平足輕は

拾九俵に定り、其後給米不殘越中米に而被下、爲足米・小頭は六俵宛、平足輕は二俵宛増米被下、小頭三拾五俵、平足輕は二拾一俵宛に相成處、延寶三年より又被減、小頭三拾俵、平足輕二拾俵宛に相成る。とあり。右は十二冊定書にも載せたり。さて萬治二年六月金澤劇場定書に、足輕・本參長柄御供廻・御臺所小者、家中役人可有裁許事とありて、足輕・小者は惣て劇場にて裁許し、組附役掛りの分は其の頭奉行人支配する定め也。其の惣員數は十二冊定書に、
萬治二年改足輕惣員數千六百六拾七人
組附
內四百八拾一人
七百拾八人 劇場附明組并裁領之者共
七拾三人 諸場并諸奉行附
百五拾七人 定番足輕
二百三拾八人 遠所居住之者
寛文元年改足輕惣員數千六百七拾一人
組附
內四百六拾五人
六百三拾二人 劇場附明組并裁領之者共
百二拾五人 諸場并諸奉行附